文久記事

十三

内閣文庫
和書
類
三一七三三號
一五冊
一五一函
三架

史
六
八

内閣文庫
番號 和31733
冊數 15(10)
函號 151 12

国立公文書館
National Archives of Japan

千八百六十三年六月廿四日我文久三亥年五月九日横濱ニ於テ
外國事務宰相小笠原圖書頭台下ニ呈ス
予台下ノ報答ヲ落手セリ其答中ニ云ル千八百
五十八年日本大君ト我国ト取結タル條約ニ基
キ佛人貿易ノ為ニ開キタル日本ノ港々ヲ鎖ス
ヘキコヲ台下予ト談判スヘキ旨ヲ
大君ヨリ命セラレタル由ヲ載セリ
台下ノ書中ニ外國事務掛リナル他ノ御老中ノ
手記アラストイヘトモ予回答ス既ニ日本ト取結
タル條約ハ仮令日本ノ何レノ役人之ニ違フノ

告知アリ𪜈カマハス其條約ハ常ニ全ク保守ス
ヘク又去歳欧洲ニ欽差セル日本使節ト取究タ
ル條約モ亦定メノ如ク執行フヘキコトナリ
是我佛郎西英ナル國君ノ政府ニ於テモ然リト
思ノ然レ𪜈今ハ必ス台下ヨリ送ラレタル暴ナ
ル告昏ヲ佛國ニ送リ文明ノ國々ノ吏ニモ例ア
ラサル新タニ條約ヲ破レルヲ修理シ且其ノ如
キコヲ企ツル者厳シク罰スル法方ヲ設ケ速ニ
執行ハシム為ナリ
予謹テ台下ニ報告ス我佛國政府ヨリ右囬答ノ

来ル迄ハ諸條約前ノ如ク執行ハルヘシ且日本
ノ諸官員誰ヲ問ハス台下ヨリ左件ヲ報知セン
コヲ欲ス日本ニ在ル佛国ノ臣民ハ今横濱ニ在
ル支那近海水師提督ニユヿレー師ヒタル佛国
ノ兵卒ヲ以テ警衛シ安全アラシムヘシ
千八百五十八年ニ取結ヒタル條約ヲ破ラント
スル者ハ右水師提督何人ヲ別タス陸又ハ海ニ
於テ人々狼藉ノ軽重ニ従テ相当ノ刑罰ヲ与フ
ヘシ在日本佛國皇帝殿下ノ全権
トレシテヘルクトル手記

書記官　ワアニテルウー誌

千八百六十三年第六月廿四日横濱ニ於テ文久三
年五月外國事務執政小笠原圖書頭台下ニ呈ス
九日
日本在留不列顛女王殿下ノシヤルジダクエイルナル
予同僚トシキ台下大君殿下ノ命ニテ予ニ名當
シテ送リ玉ヘル書ヲ落手シ実ニ驚愕セリ
其細故ヲ載セサル拙キ報告ハ姑ク置テ論セス
其國ノ大君ハ　皇帝ノ開キタル港ヲ閉チ

既ニ條約セル各國ノ臣民ヲ港ヨリ卻クル為
台下ヨリ斯ク報告シ玉ヒタル　皇帝大君ノ
所置ニ由レハ日本ニ困難ノ来ル事当然タリ然
ルヲ全ク知ラサルハ何ソヤ是予ニ於テ信シカ
タシ不列顛女王殿下ノ名代タル予カ専一ニ注目
セルハ不列顛其國トノ條約ヲ正シク守リ猶擴
メテ前年ノ條約ヲ有由ニシ永久動サル様申立
ル事疑ヒナク斯ク嚴密ニセシトスルハ日本ヨ
リ抗拒シカタキノ手筈ナリ之ヲ調停セン事ハ
皇帝或ハ大君又ハ　皇帝大君共ニ極スル所ノ理

アレハ外国人ニモ信セラルヘキ手段ヲ逐一急
ニ説明セラレナハ此国ノ長官猶其権ヲ示スヘシ
是ヲ以テ予此国ノ長官ニ懇ニ左件ヲ忠告スル
ハ予職分ナリ台下ノ告啓ニ拠リ不列顛女王殿
下ノ政府熟考ノ上事ヲ決セサレハ今秘シ玉ヘ
ル諸種別之處置ヲ執リ行フトモ其事任志セサル
ヘシ然トイヘトモ予又次條ヲ台下ニ告知セサル
ヲ得ス今台下ヨリ申聞ケ玉ヒタル拙キ告啓ハ
文明不文明国ノ歴史ニモ例ナキ旨ヲ大君殿下
ニ奏シ玉フヘシ大君殿下ノ必ス是ヲ皇帝ニ奏
聞シ玉ヘルヿ疑ヒナカルヘシ而ルニ惟前意ニ
拘泥セハ実ニ條約諸國ニ對シ日本ヨリ軍期ヲ
催スナリ今速ニ鎖港論ヲ止メサレハ日本国中
ヲ速ニ厳シキ罪ヲ以テ罰セズンハアルヘカラ
ス不列顛女王殿下ノミヤルミダフヱイルス

ミニトル、ジヨニール手記

書記官

ヱル、ユースデニ 誌

一千八百六十三年六月十六日

一 文久三亥年六月十六日

小普請組
戸田民部支配
巣鴨大久保町住居
忠左衛門次男
飯倉孝之助
当亥二十歳

右之者北町奉行組与力同心江差添六月十一日細
京猶去町奉行阿部越前守殿役宅ニ差遣置候
一ト通尋之上揚り屋入申付候
六月十六日

書達ニ付

小笠原図書頭
名代
松平伊豆守

思召有之御役御免被仰付大坂在城代ニ在段
之趣ニ付右之今晩於松平伊豆守殿役宅稲葉兵部少
輔之周防守列座大目付伊沢美作守同目付能
勢金之助申越候

町奉行
井上信濃守
名代
水野庚雲

昨日五ツ時頃呼出有之　依之今晩於松平伊豆守宅役
宅ニ而若年寄中被渡候別紙之通大目付を以被仰渡候旨
申越ス

右同付

向山栄五郎

昨日五ツ時頃呼出有之　依之右同日於中務別紙之通右同
付松平甲斐守申越ス

於大坂表長崎奉行江　御付

二万七千九百七十石余
大村丹後守

一文久三亥年五月廿六日　御呼出之上

宗対馬守

攘夷期限ニ付御渡相成候付　元来兵食欠之
之国柄ニ付粮米之儀厚く申上候処　其趣ニ付
身ニ而も乍少分為手当粮米為御手当年々米
三万石ツヽ被下候

五月廿六日

攘夷決定ニ付而者　兼而蒙仰候洋海孤立之島
食欠乏之国柄ニ而為手当御手当も被為　仰出候

右同人

遣ニ付国実ニ候得共　御国威海外ニ輝候様

可抽忠誠候事

同廿七日

一 御刀　備前国則弘　代金七十枚　　松平阿波守　名代 田村左平

右従大坂表相贈成候品ニ者方限り格別也

長浦ニ出張見ニ被遊候処甚暑場薬製造方等宜ニ付

其上家来共ヨリ大砲歩兵試ミ被遊

御覧ニ而御感ニ成熟之段防禦筋厚事く

未ダ其世話行届候ニ付候と一段之事ニ被

思召候ニ依之被下之　六月頃

一 同五六月頃之内被仰出候也

九條入道前関白

久我入道前内大臣

千種入道前中将

岩倉入道右中将

蔵　式部

右洛中住居停止之　仰付

押小路極

大和守

右永牢

千種少将

右官位返上之上永蟄居

坊城大納言

右落飾之上永蟄居

押小路

右官位返上之上慎

九條殿家来

山本外記

右遠慮之　仰付

永富右膳

右之者當附之預中

豊岡内匠

姉小路二位

右辞官之上入道

岩倉大夫

中山大納言

右営之宮並ニ府役辞退之処至候ニ及　正親町三條大納言

右落飾辞官蟄居　久我内大臣

堀川侍従娘

橋典侍

右永蟄居

少左佐妻

娘

右遠慮

在日本和蘭コミミユールセ子ラール官名トヽテカフースアア

ミヽホレスブルックヽ並船将デカスヒユンブロート之指揮

セル和蘭軍艦メヒユサ下之関ノ港ニ於テ襲

レラル丁並ニ其地ノ図ヲ我等ニ賜リタル

ヲ以テ次ニ述ル請者ノ一覧ニ備フ

去ル九日和蘭蒸気軍艦メヒユサ旋拾六長崎ヲ出帆シ

神奈川ニ至ランカタメ船路ヲ周防灘ヨリ内海

ニ取タリ長崎ヲ出テ小距離ニメラホントノ指

揮セル佛國飛脚船キンサンニ逢ヒ右船下之関

ノ臺場並ニ其人港ニ碇泊セル西洋製ノ船ニ隻

（日本旗ヨリ打カケラレタル旨ヲ聞ケリ然レ氏
右メシユサノ船将既ニ内海ヲ航セント決シ長崎ノ
鎮臺ヨリ水先按内ヲ得タルヲ以テ水路ヲ変セ
ス第七月十一日ノ朝アイ嶋ノ近傍ニ碇泊シ日
ノ出ルヲ待テ下之関ノ瀬戸ニ入リカヽル時臺場
ノ一ヨリ空砲二発ヲ放ツト直ニ邑ノ前ニ隠レ
クルフリツキ船ヨリ同シク空砲八発ヲ放テリ
然レ氏メシユサ艦ニテ九州ノ方ヘ数隻ノ日本船村
立ケレ氏未タ戦争ノ合図トハ知ラズブリツキ船ニ
近ヅクニ至リテブリツキ船並ニ籏印ナキバルク船

並ニ臺場ヨリメシユサニ向ケ大砲打掛ケタリブリツキ
船ラシリツキ船ハ長門大名ノ國籏タリ即チ青地ニ
日出ヲ三角形ニ置キ上ニ白ク（一ツアリ（一ニ三ツ星）檣ニハ
籏ナシ右二隻ノ船モ三砂洲ノ後ロニアリテ其処
ワヅカニ二尋ノ深サタリ故ニメシユサ艦其船ニ近寄
ルヿ能ハズ離ルヽヿ三町程ナリメシユサ艦争戦ノ用
意ヲ為ヤ否臺場並ニ船ニ向ケテ実丸並ニ破裂
丸ヲ打掛ケタリ其時メシユサ艦速ニナガラ舟及ビ
臺場ヨリ不断放テル弾丸ヲサヽエベシ其臺場ハ
大砲ヲ以テ備ヘテラレシ者之（大抵二十四ポンド上）

及ヒ六拇ノ破裂丸而シテ臺場ノ数六ツアルコヲ
見セシメジユサ艦大ナル臺場ヲ鎮ナラシメシ故ハ
甚大ナル鉄砲八箇ヲ備ヘシモノ之然メ樹木及
ヒ高キ岩ノ後ニ隠シタル他ノ臺場ヨリメジユサ艦
ニ打掛ケタリメジユサハヨリ厳シク発セル大砲ニ
因テ二隻ノ船ヨリ発ル弾丸ヲ減消セシヘシ之ニ
然シテメジユサ艦囲ノ臺場ヨリ大ナル弾丸ヲ得シ
故如何トナレハメジユサ艦囲ノ臺場ヨリ的度ノ場
處ヲ通行セシ故ナリ
メジユサ艦下之関ノ前ニ於ル四ツノ臺場ヨリ放ツ
縦横ノ弾丸中ニ在テ而メ敵ノ実丸及ヒ破裂丸
ノ狙ニ一致セルヲ以テ弾丸ノ数メジユサ艦ノ周囲
ニ計ヘベカリシ故ニ是非ナク船将二隻ノ船ヲ
沈ムル企ヲ休シ其二隻ノ船ハ不幸ニ余リ浅キ
処ニアリシモノ之
今メジユサ艦ニ打カケル処ノ臺場ノ弾丸彼ノ返ル
コソサニタゲタリ且ツメジユサ艦九列方ノ臺場人
数有高ヲ疑ヒ成丈手早ク不断弾丸ヲ放シツヽ港
ヲ突出セント欲シ又彼ノ蒸気ノ釜ノ螺轉機
ノ敵砲ノ大ナル弾丸ニ因テ毀傷スルトキハ大害ヲ

拒クカ為ニ敵砲ヲ不断防キナカラ徐々ニ進ミ
ト云ヲ得シ
メジユサ艦一時半ノ間七箇ノ臺場ヨリ発セル大砲
ノ中ニ在テ彼卒ハ不沈且ツ即死二三人ノ損傷ヲ
呉スルニ過キサルヿ実ニ驚タユタリ
敵砲三十一箇ハ中十七箇ハ能[艦]ヲ穿チ其余ハ縄
其筒管ヲ貫キ行キケリ敵ヨリ発セル三箇ノハ
柵ノ破裂丸甲板上ヲ破裂セシ二十ポンドハ実
丸ニヨリテ各エサ日板上ノ砲船ニテ三人ヲ此ノ
後女王大砲指揮六一隊 水夫一人人ヲ衛キ故ニ

傷ニ因テ忽死ヲナス 女王ニ不意ニコンミユルセ子ーラール
ヲ過キ彼幸フソ是ニ殺サル、コトヲ免レタリ他ノ
実丸面梃ヲ貫キ銃架及ヒ斥材目印ナル錨ノ後
木ヲ破砕シ且二人ノ水夫ヲ甚タ痛シク傷ケタ
ル故其命今甚タ危シ 女王「カピタン」ト「ミトシツプメン」官名
ウイツセル人名トノ間ヲ過リ両人幸フソ免カルヿヲ
得タリ而シテ破砕セル木片ノ為ニ導手ヲ「カアペリロイ
テナント」館ソルユウ欲及ヒ「ハンコンミツショ子ードヲツシール」館モ名
亦他ノ実丸ニ因テ是ノ危難ヲ幸フシテ免レタリ
女王ハ船ヲ貫ケリ斥材及ヒ錨ノ後木船中ニ飛

散セシ形状ハ写シガタシ
船将ノ余ニ因テ多ク爽凉気ヲ通セシメシ故是
ニ因テ兵士ノ働ヲ便ナラシメシ常ニ火技ヲ行
ヒシ兵士ハ数人ニ過ギズ
敵ノ損傷ハ斗リ難シ然レ𪜈是レ疑シキニ疑ヒ
ナシ如何トナレハ臺場ノ兵士甚多ク且ツメシユサ
ノグレープショウト（鉄屑ヲ以テ作リシ丸之）及ヒ八拇ノ破裂丸彼処ノ
中ニ励シキ働ヲ顕セシ故臺場多大ニ潰崩セシ
メシニ疑ヒナケレハ之○彼メシユサノ弾丸臺場ヲ
打チツンゼシモノハ殊ニ市中ニ飛行セリ詠砲
ノメシユサヲ射損シセシモノハ殊ニ飛越テ九州辺
ニアル日本船ヲ打テリ
港ノ尤モ廣キ処ハ大抵千二百和蘭ヤルドノ廣サ
アリ其尤モ挟キ処ハ大抵九百ヤルドナリ

横濱新聞紙 千八百六十三年七月二十三日 皇国文久三亥年六月七日

合衆国軍艦ワアイヲミングト下之関ニ在ル日
本軍艦並ニ臺場トノ戦争
下之関ニ於テ亜国商船ペブロウクノ襲レタル旨ノ新
聞神奈川ニ聞ユルヤ否亜国軍艦ワアイヲミングノ右亜

ノ商船ニ無禮ヲ為シタル止船ヲミシガ為メ其ノ
方ニ到ル用意ヲナシヽ長州大名ヲ糺サシカ為メ
去ル十三日廿七日明早朝当港ヲ出帆セリ右大名ハ
江戸政府ノ大ニ悪ム処ナリ
右ワイヲミンクノ内海ヲ航シヽ北西ヨリ下之関ノ港ニ
入リ勉タリ抑下之関ノ港ハ周囲ニ図アツテ其
麓小方ニ下之関ノ邑有リ其邑長シト虽モ巾甚
タ狭ク邑ノ役ニ台場ヲ列ス其数八ツ港ノ南方
方ハ邑ニ近キ処ヨリモ水深キヲ以テ外国ノ船
南岸ノ深瀬ヲ撰シテ航海ス北方ノ図ノ上ニア

ル臺場ハ砲門ヲ船ノ通リノ通路ニ向ツテ備フ故
ニ常路ヲ通ル船ハ弾丸ヲ免ルヽ難
ワイヲミンクノ艦港ノ合ニ近付ケル時其傍ニアル臺
場ヨリ合図ノ砲ヲ放テリ他ノ臺場並ニ港中ノ
軍艦ヨリモ夫レニ応セリ
此ノ時迄ワイヲミンクノ旗ヲ上ケサリシカ合図アル
ニ及ヒ國旗ヲ引揚ケ日本人ノ拇ニタカヒ北岸
ニ沿テ港中ニ進入セリ其時ヲ一ノ臺場ヨリ急
ニワイヲミンクヘニ大砲ヲ打カケ外臺場ヨリモ尽ク
打チ出セリ ワイヲミンクハ急ニ不進臺場ノ鎮マテ

スルガ為ニ大破裂弾ヲ臺場ニ打タリワアイヲミング
ノ放テル破裂弾ヲ得タル臺場ノ人ハ急ニ高キ
ヨリ飛下リタリ是ヲ以テ見ルニ日本人ノ為セ
ルヨリモ大ニ功ヲ奏シ臺場大ニ損傷セリト見
ヘタリ

嚮ニベムクロツクニ大砲ヲ打掛ケタルバルク船（船号不知）
並ニブリツキ船ランリツキ船尚此處ニアリ外ニ蒸気
ランスビールト船モアリ右船ノ邑ニ近ク寄リテ内ニ
バルク船アリ次ニランリツキ外ニランスビールト碇泊セ
リ右船ハ蒸気ヲ焚キ船中許多ノ人労用意ヲナ
シワアイヲミングノ来ルヲ待カケタリ船将マクトウカル（人名）
ワアイヲミングヲランスビールト、ランリツキ、ノ間ニ入ル、令
ヲ下シ通リ掛リニ左右ニ砲ヲ放ツ用意ヲナセ
リランリツキ船未一ニ砲ヲ放ツヲ直ニワアイヲミング両
船ノ間ニ入リ来リ艫ニ一大弾丸ヲ打込ミ弾丸
透リテ船沈マントスルニ至レリ
ワアイヲミング漸々ニ進ミ臺場並ニ邑ニ砲ヲ打カケ
又船ヲ打タンカ為メ船ヲ返サントセリ右艦ノカ
ヘスヲ見テランスビールト動キダシワアイヲミング、ノ通
リタル道ヲ十文字ニ切テ西方ニ走ルワアイヲミング

通リナガラスビトルトヽニ大彈丸ヲ打加ケタリ其
彈丸蒸氣釜ニ中ルヲ以テ船底上リ船ノ法所裂
ケ蒸氣器械四方ニ散乱ス然レ𪜈乗組ノモノ直
ニ疵ヲ負サルヲ以テ水中ニ飛入タリワアイヲミン
ク戰ノ間ハ暫ク一時十ミンウトニノ彈丸ヲ得ル
丁十一塊即死四人手負七人ソノ外一人ハ帰路
ニテ死ス外六人ハ生死未タ知レス
佛國キンボート艦和蘭メジユサ艦亞國軍艦ノ至ラサル
先キ下之関ニ於テ襲レタル事並ニ佛國アトミラー
ルハ彼地ニ趣キケルヿハワアイヲミンク乗組ノモノ当

港ニ来ルニテ是レヲ知ラス若シ是ヲ知リナバ
当方ニ帰リ来ラス彼地ニ止リ佛國アトミラールハ
命ヲ待タルヘシ聞クニ右亞國軍艦ワアイヲミンク又
不日ニ再ヒ彼地ニ行クト云フ
右亞國軍艦ワアイヲミンク不日彼地ニ行クト云〻
或ル説ニ京師ニアル　皇帝國人ニ攘夷ノ命
ヲ出シ五箇月中ニ其命ヲ全フスヘキヿヲ指示ハ
シム依テ諸大名戰争ニ用意ヲナシ殊ニ長門ノ
大主　皇帝ノ命下ニ応シ下之関ヲ通行スル外
国人ヲ襲ヘリ右ノ大主ハ外国船ト戰フヲ北ス

ルヲモ構ハサルハ諸大名速ニ可進ヲ同盟シ外
国人ト戦ハセル事ヲ思ヘルナリ

一 又云フ薩摩モ亦英國軍艦ノ来ルヲ待チ外大名
九州四國卯地南方之大名ト共ニ打タントスル
トイハ又是ニ及ニソ薩ノハ和睦メ大不列顛ト
別ニ和親條約ヲ結バンヿヲ欲スト右ノ両説何
レカ是ナルヤ未タ知ラズ

一 過日江戸ニテ出セル日本ノ新聞ヲ見ルニ長門
ノ大主亜国ニ艘佛良西船一隻ヲ打チ壊キソノ
セツ逃ケタル外國人ヲ捕ヘタリト我第前ニ云
ヘル如ク如此キ説アルヲ以テ日本ト外國ノ事
務大ヒニ誤レル事夛シ
兵器ヲ造ル事國中実ニ盛ンニシテ江戸ニテハ
職人昼夜ヲカケテ急ニ造製ストイフ

一 文久三亥年五月廿七日小笠原家ゟ清両書
去ル廿三日夜長州領ニ於テ合砲ヲ打鳴シ甚敷場ゟ大砲打放
如シ処亜米利加船ニ蒸気船上筋ゟ颯来候ニ付同所其場ゟ
大砲数発打掛候処蒸気船ゟ向ゟ打放中々烈敷何分ニ
船ニ而ハ鉄砲修復ゟ撃出候

一　昨廿六日朝異国蒸氣船壱艘上ノ関ゟ罷越候所海通船作
物ニ而長州藩田ノ首砲台ゟ大砲一発打出候処異船ゟ茂
打放し其上台場前ニ而相向候所ニ防禦砲発異船所海
田ノ浦沖乗行候処同所壇ノ浦杉谷前田外浦等之前
ニ而台場ゟ大砲数発打掛候内異船之儀茂台場之方へ向発
砲仕立ニ上筋之方へ乗行申候依之寄手付候得ハ防禦之手当ニ
人数差出相成候處打返し候得ハ海岸ゟ打懸り候處
無程何国之船ニ候哉砲艦浜ノ方へ引取申候此段御届申上候

五月廿七日

小笠原大膳大夫

先月廿五日松平大膳大夫様使者毛利登人を以申立

一　右者大膳大夫在所表ゟ使者を以攘夷之儀ニ付別紙之通
書付を以申越候依之役人共應對仕別紙書付之通
相返答申述候處右使者帰候之後猶又別紙之
書付之通申越候處在所ゟ不容易儀ニ付
右書付写之通相添此段御届申上候以上

小笠原大膳大夫家来

六月十三日　郷　惠吉

別紙

松平大膳大夫様毛利出雲殿を以御使者を以申上書
去月十日攘夷期限之儀ニ付右ニ付其国陸地ニ而異船相防候
之処異船乗通り候節砲發致し候儀ニ而御座候処

一 隣国之儀、若シ救援与私ニ名義相助合て仕儀
皇国之御為筋ニ相成候処無之候ハヽ、御断申可申
事
一 合衆国之儀、薩摩・対馬・浦賀・長崎・大里・萬象・梶ヶ
鼻・連戸ニ有之、美船尺越次第、兵庫ニ大砲之設ハ御
合衆国ゟ之取計候ハヽ、御越ニ相成候ハヽ算有之候得共ニ
も候無之ニ而何ニ而も構不申
一 攘夷之儀、若弊害之遠邦之節ニ相成居候得ハ必所へ
御座候へ仕リ申上不申、素事ニも取計候
一 夷船通行之節、一方海岸ニ而者一ト方当惑之儀無覚

来ル者取扱候儀、諸名矢留候得共、難渋国係之所所ニ而者
渉リ難キ、此段ハ兼而御承知被下候
右之ヶ条早速御糺、隣国対馬ヘ之場所柄ニ付双方違乱之
儀無之様御聴済被下度、右越候処、急度所置之仕方御座候
ヶ条無御座候、右之通一出ヲ以申上度候　以上
五月廿四日
一 右ニ付小笠原図書頭返答書
五月十日攘夷期限之所、御沙汰右之拒絶之期限ニ相成
候得共、所々中ニ而取計之無謂之、不案内之
至候ニ而候、候ニ付、臨時方炮発不致事ニ候旨

一 救援之儀ハ右之次第ニ而若も不得止候ハヽ自然之節臨機之人
数差出候儀も勿論之事ニ而

一 合図之儀ハ予而 約定致置候上ニ無之而ハ差支候ニ付

一 攘夷之儀ハ前段之趣意ニ付一ト通通船を見掛候とも
不打払心得ニ而若異国ゟ打掛候ハヽ其節ニ至候而京
師之沙汰を不待候而防禦致候儀ハ武門之意
不致 候得而ハ通

将軍職之上ニ通候大名指揮之事

御委任被為 在

将軍之令を糺

但以上之事

叡慮之旨与心得候

一 異船通行之節一方海岸ニ於而打払尚其通相成候ハヽ
対岸之儀無拠次第ニ而前段之趣意ニ付而ハ海岸ニ於
之沙汰打払之儀与何分ニ難申尤対岸之儀ハ必打払
可申候処右様不致候ハ不都合候

一 右ニ付而ハ先之儀ニ付職丈而断申候

小笠原大膳大夫

一 長州ゟ使之者差出候書付写
此節抱置候船ハ当嚢ゟ遣番ケ条ニ付至上ニ而失敬
之事及於候事処船中繋嚢砲発ゟ所地之悪弾

之儀攘夷之事ニ付而ハ既ニ被 仰出候儀ニ而候條
成度之事ニ而 当分一切不砲発無之候ニ付拝封
勅諚ヲ以御事附用捨可仕様ニ而ハ難去候而已
情ヲ不審ト存ル迄ニ付而無疎略致候年寄衆被仰聞候
也 衣之旨可得御意如此御座候以上 推而年寄衆ヘ何分宜奉願候

五月廿五日

吉田常之丞
野村和作
生駒時三郎
粟谷弾蔵
松本濤磨

大砲金唐摺
萬篤堆之座摺

一 同六月十五日外国掛井上河内守殿ゟ御渡書付

覚

此節於長州領分合砲いたし有之大砲打掛無間其
国蒸気船壱艘上筋ゟ致渡来候處同所ゟ及基
隣ゟ大砲数発打掛候處赤ケ間関之方へ乗参り松
平大膳大夫ゟ打掛候 軍艦警衛致し候處通り候而又
蒸場台軍艦ゟ数発打掛候同所海上ゟ

尚廿一日一柳将監家来右軍艦将監通ニ而赤
ヶ間関并軍艦より向致発砲ニ而双方致砲戦中ニ候趣
承り候得共異船より掛引し撃ち並ニ撫子ニ而上筋
ニ而家来大将美軍艦之被之内異艦掛引撃ニ而
沈没仕檣半より候ニ寄付組ニ而防禦手当
人数も取揃ニ而変願ニ而何も出張来候居ニ而出張
一同上申候以上

六月三日

立花日付
小笠原大膳大夫

一同月十八日右同断
昨廿日船異国蒸気船弐艘上筋より渡来致候

浦仲ニ致繋船候ニ付早速打払船其後変備前
西国蒸気船ニ而来居一艘ニ軍艦ニ而右船ニ而得与変長府
領壇之浦台場ゟ大砲打掛異船ヨリ致発砲ニ而同所前田人
家焼払ニ候処出火ニ相成振子ニ而追々及大火ニ而相成
異人共ハバツテイラニ而異船ニ乗組同所前田浦へ上陸村役人
一覧ニ而変仏蘭西ナイフウル フウラリ マニホウリ迄ニ而
其外長州ニ而異船御首尾ニ付右者一通り
国元より見合ニ而右ニ而発砲不仕候由
事別紙書面之通得与掛合相成候ニ付
立帰船ニ而右ニ而変松平大膳大夫家来ニ而承候

三人合年凡百五拾人被下　右通中読下指之上面之候
内門司浦村役人共宅へ差越足人之内傍未幸変害
早船ニ而罷越候処、右ニ付若る手当
付致通防禦手当之人数も未備致変殿御所
未警衛無之候、依之別紙書面来候式ニ候以上

六月六日

在府日付
小笠原大膳大夫

ナカトシウースミヒトニ
フランス、タイシヨ、テイトク、ヨリ ワケシテサレ
タリ、ナカトシウノ、トノサマ、ツタイラタイセ

ニノタイズ、ドモウサルヽ、タイミヤウヨリ、フラ
ンスコクノ、ハタヲタツフ子ラ、ヲウツドニテ、ウ
タサレタル、トコロコレヲ、ワカクニヽ、タイシテ、
ヲヽイナル、ケイベツトゾンシテ、イマ、ワレミギ
ノヽトノサマヲ、タヽスニ、マヱルケレトモ、ワレ
ニ、ムカワス、ツミナキ、ナガトシウチライ、スミビ
トヲマタリノ、ツマゴトモ、ウチナトモ、ウチカイ
ス、コヽロナカル、ユヘニ、ソノナカトシウチウノ
スミビトニ、ヲイテハ、スコシモ、ヲドロクニヲヨ
ヽマセスカヱリテモミナニノ、ヨウシ、アリテカ、

ワガフ子ニ、ノルヒトアラハ、モトヨリノ、トウリ、
モツパラフランス テイトクト、ニツホン テイト
クト、コン シンノ、ジヤウヤク、ムスバレ シ、トキヨ
リ、イママテノ、トウリ、ヨシミ、コンセツニ、トリア
ツカワレ ルベシ、ハ タマタ、シヨクノモツヲ、ワカツ
子ニモツテ、マエル、ヒト アラハ、リウヲウノ、子ダ
ンニテ、ハラワレ マス、ミギ ヲ、コン シンヲ、モツテ、
ツケシラサル、コト、カクノ コ トクニ、サム ラウ、
キン ゲン

文久三 癸亥年六月四日

千八百六十三年 七月十九日

㊫ ビヨレース

一 同七月晦日外国御用掛松平豊前守殿ゟ御届書
去月廿八日英船七艘城下海江渡来生麦一条ニ付
応接之処備ニ付上之応接内船ニも至急与之趣ニ付
中暫罷出来候得共為致和解未応接不致最中去
二日手船蒸気船三艘乗出石帆し放ニ乗受候付
無拠炮発為致戦争ニ及候且翌日城下評定帆

十里斗之処七艘之内三艘捉候外ニ六艘致出帆
候今般攘夷之期限相迫り候事ニ付候得ハ応接之儀未
段取和ニ付無拠前条之形行ニ至候ニ付委細之儀ハ追々
申上候得共不取敢此段及御届候以上

七月日

松平修理大夫

於横濱千八百六十三年第八月二十一日 識
文久三亥年
七月八日
横濱別段新聞

不列顛カロモヲレト船号書状ヲ得テ当港ニ着セリ右軍艦先頃薩列エ行キシ軍艦ニ逢ヒ次ク新聞ノ持来レリ
去ル土曜日第十二時（我七月二日九ツ時）英ノ軍艦鹿児島港ニ碇泊シ在リ（同日）大風起ルニ乗シ日本人ヨリ打出ス大砲ニ左之通リ殺サル
カピタン官名ヲヨスリンク名人 コンマントル日
ウヰルモツト日
右二人一ノ弾丸ニテ打殺サル
手負死人 六拾人

船々多少損傷

右船々モ当港ニ来ル事近キニアリ

書状之写

巨細ニ記スルヲ得ス其大眼目ヲ記載ス十五
曰（我七月二日）第十二時臺場ヨリ打出ス水師提
督直ニ合圖ヲナス日本捻仕掛船ヲ焼クヿ
三艘即チ
エンケランド　シルレホルシクレキト　コンテスト
右日本船ハ其朝来リテ我船隊ノ傍ニ碇泊ス
臺場ヨリ大砲ヲ放ツニ因テ英船碇ヲ揚ケ臺
場ヨリ五百乃至六百ヤルヲ離レテ一列ニ連レリ
臺場ヨリ射ルヿ甚強ク殊ニ大筒ニシテ其中
六七拾挺ハナイヒチノ破裂丸ニ拾乃至二十
四斤ノ実丸カヒタン舘ジヨスリンク外人コンマンドル
舘ウヰモルツト外人午後第二時五分五重頃
甲板ノ橋上ニテ一弾丸ニテ両人死セリ又ナ
インチノ破裂丸甲板ノ中英ニテ破裂セシ
コヘ水夫ニ七人即死同五人疵ニロイテナシト
舘チヨーフス外人手負セリ天気悪シテ雨降リ

風陸地ヘ向テ吹ケリ
午後第三時火焔府中ニ起ル同第三時三
十分ニ発炮ヲ止ム
第七時十五分ニコンホート號船ハーウリツツ號船作
リノ五艘ノ大船（琉球船）ヲ焼ケリ
第九時三十分ニ造作場商家焼ケル英船ヨリ
府或ハ造作場向家ニ打カタルヿ終夜
第八月十六日第三時三十分我六月三日暁七ツ頃碇ヲ揚
ケ蒸気ヲタキ港ロヲ出ナカラ府或ハ臺場ニ
破裂丸及ヒ実丸ヲ放ツニ答フルモノ只二箇
ノ臺場而已碇泊セル処ハ臺場ヨリ弾丸ノ達
セサル処ナリ

死人手負目録

ユーライレス　死人拾人　手負廿一人内一人死
ペール　死人七人内士官一人
アルゴス　手負二人
ユッチウト　死人一人　手負六人内第一等ロイテナント
ベルシウース　死人一人手負二人
ライスホース　手負二人
フアーナホツーク　満足

右七隻之内満足トシルシヿヲアーホツトクレハ
極小船ニテ大砲ヲ免カルトミユ
士処
千八百六十三年第八月廿一日　神奈川英國國
今朝不列顛軍艦コルミランシド號船ヨリ新聞ヲ
得タルヲ以テ
大君殿下ノ政府ニ建白アランタメニ貴下ニ報知
ス本月十六日次英國ノ船隊鹿児嶌ノ港
ニ碇泊セリ

碇泊後三日ハ右船薩列侯ノ士官ニ依リテ
親切ニ饗応セラレ申立ルヿモ穏カニ済
スベキヨウノ談判アリシ然ルニ第十二時
乗組ノ者午飯ヲ喫スル頃無ニ無三ニ不
意ニ船々ニ向ケテ発放セリ依テ船隊ヨリ
モ直ニ㘴ノ未曽聞ナル不法ノ所為ニ報ヒ戦
端ヲ開キ臺場及ヒ鹿児嶌ノ府ヲ打潰セ
リアトミラールキユルブル及ヒ船ノ当港ニ
帰ルヲ時々刻々待ツ処ナリ敬白
此書状恐英ミヨシミユルカ　此ハ偽物也

我とも未遠市厚ク候ハ大体仏蘭西中ニ而戦争と
致し候ニ付遠征之候處軍船も当港ニ
入津不仕候爲将新守下ノ上ハ当所当港極々嚴
重ニ而町人ともか為法之儀盡切トキ扱又人
相支貌刀ニ而武家風俗之人有之候ハヽ差人ヲ宛
ツゝ内ニ入さ不申候由度有之由張札致し置候之
当港ニ而勤様を生セしめんと存候ものゝ不少と
推察仕候も外亜米利加コンシユル下領戴并辞事七
不申何方ニ而も指行き候ハヽ其の仕業か不相分
申候　其文他より長州一件委敷申聞未夕

不相分と存候　併シ不容易事ニ而推量仕候得共
日後頃ハ堂屋ニ可有之候
七月九日
此節之新聞紙の儀者承候得は御座候へ　寫上一両日
中日之延引不申候訳ハ七月ニ日付ニ入候間不申上候得共
上候

房州小湊村庄屋長州砲戦話
文久三癸亥年六月六日横浜港入來承り候ニ付
当所庄屋とも共ニ西洋の船ニ乗り候而長州

ニ而戦争したる亜船ハ商船一艘のミニ而箱港ニ出帆
し此者共上陸し旅籠屋ニ而始末明細ニ穿鑿
せられ返一通白せしといへる所ハ事ハ定めまた
しくて其ニ始末概略を聞へきニ左ニ記し

此間横濱より長崎さして亜の商船出帆せしニ
長州よし弁報を抱を見き打つき乍ら所ニ長崎
に廻し廻しける左横濱在留亜之コンシュル是を伝
聞して大ニ驚き長州之情態横濱に報し
まゝ商船を検査せんとて亜国船将ヘンソン
なる者ハ命して出帆をしむる船の乗組
者ハ廃られ右居留のミとあり商船より居留
右商船は亜の西洋あり元より日本人あり
かや事なる故し
蘭船廿六日の
兵西洋として商船出帆之様うゆし
横濱として抗せられ 純々ハ横濱より和蘭軍艦一艘
人死ス 又長州まて砲を打ちけり蘭
人死亡を蘭船が打かけ長州勢を
退帆をしてうや
仏船の打懸たるて五月廿三日の事なるへし
此時仏船も打懸たりとも少し説なし蘭船の咄えん
右亜之軍艦出帆以前ニ此事を
当時のものなど云上を
うるとしと申の事
聞き横濱之商船を急御帰思ひける此六月
此六月二日ニ横濱を出帆六月朔日率然ハ長州下の

関船弥戸ノ海湾に出船せり依て右之海
湾ハ定る狭窄にして彼我共ニ充分ニ炮力逞る
地なし亜の船将令して同僚より炮戦冤らさる
内を我より発る炮を完く事わきまて厳禁ス
し船中の一段高き処に立定して双眼鏡を以
四方に注目し右居務を燕氣機宜の相合
図を与へと傍に付き勇を左右小長打の号炮
二三度出すと見るに軍艦或ハ四ヶ所に炮発
より迅雷のごとく大炮を発るつまハ亜船よりも
益大小炮ちに発華し凡百五十人の毫経

力を一ツにして発射せり彼の変船将右居務に
令して艦を命せとひつまとも右居務是に於ハ
斯る危険の場を遁れんとするには稽深しくは
次の卯を是ひくまとも旋を下すに至し数列
軍艦二隻船間凡二十間斗りに排列して放
発せる其に中に亜の軍艦を割込しきめてたたか
に長の軍艦を引受つまハ船間凡七八間程にて
打合ひに亜船ハ大小炮を打出るまとも長船ハ
大炮を一発発射無窮に発て発る間隙無く肉に
亜船の舳船に侍へ乃る尺経なる弐寸の大炮弐

挺とならべに并ゐたる右側に備へたる三十六斤の
砲合せて八挺の大砲をもて并ゐる長の軍艦に打発
弾を仕かけたるか所忽然と燃上がり此時亜人
百五十人帽子を手に指先を振上げ勝鬨を作
まりぬ　此亜国の弾丸長州船長州砲台に命中せる
毎にたゞしめく帽子を振て勝鬨を作れり　亜の
軍艦もみな一同北岸の砲台に四ツ充合とさては弾命
中せしまでも暫時の間に中りさまには其手際算に
優りあるは何にも返り自在なりしは長州なり
おいろくは敵へ追掛なすままなりん亜米利加式弾丸に
中り即死せる者四名手負たる者三名にて

右長軍艦弐艘商船一艘燃上るを見て今
土民船まての列をならべし海中に飛入助命せし
者多く見へたり此時今一人の兵見て砲台に
いたるを我もと右しめく海中に飛入助命せん
と云へるを砲台より見て今長州し陸営に上陸
せず我もと長州し為には鑑定敵ありしは并ころまで
屋一同死せるものなれば度々死ぬへしと諌め
たまはば此兵の肉は見ひくと泣て船底にひそ
を逃ひつり定まり亜の兵船より居りし西
気し事久しかり此時長の船々の砲発を止て

たり砲臺より頻打に放發せしかバ大に襲猛
せしゆへ亜船ハ忽ち海湾を乗出しつゝ其も
務る處を追打せる船もなし夜に至りて長州
役軍の備へ遠慮なかりけるにや依て戦争ハ
四ツ時に初りしか夜戦退帆せる頃ハ九ツ時之
此長日に一時中の戦争之亜よりハ八挺の筒にて
長の陣所の砲場三艘の船と砲戦し終に
勝負たるハいかなるべけれハ又長州も無據
似たまでとも勢ある品手撫情の國風なる亜の
軍艦を引受一時中戦八発を命中したる

其英雄之長の砲船大なるものハ三十六行位を
容れしと見其砲臺の形勢幕手見しめ何にも
勇ましき備まで御武備能行届せられたるを
居るハ感せり
或人曰ヘンソンの云ふるハ長の砲臺ハ山上之絶頂に
備へ置て険岩なる処砲臺近くハ船の通ひ得る
砲臺ハなく下々ハ矢に打たる船より近くせ砲と打
る能はず其発戦する故之に我砲臺と戦争
と難見しく船と留戦争したるほどをりしとや
故長の三艘の船も終に沈没せしや否知らされ候

するゆゑに追帆せしに后にはやくに佛船長崎に出船せし
船を岩石に没して檣斗り海面に見へたりとぞや 此時長列人を海中に飛入勝命する
と云船中砲声にて彼是凹百人も揆したる
由 亜の船将いひたるとぞや 故此亜船に
仮出の官途ある人一名斎程居たりしに此人も
英佛と見へ命ず戦争中始終檣上に依然と
して戦を見物して居たり戦争に列まし
たる人なるべしと云り 抑戦争中帆を皆
上げて戦へり 帆船は旋とあらせると云たる
此名人を戦機によりては旋舶して戦ひを

見へたりとも長列わきて今一等砲弾破裂弾
焔丸ちと弁至たる時は甲板上を水船に
して焼弁を防ぐ手当あるとも尤も設
並に及ぶ事に戦終まるへ戦争にて五
里往退き旗をあげ船将と船屋に登り
の総酒を携へ来りて百五十人の軍卒に
自親盃を取りて配りせ此時も帽子を振
上ぎ猶関歳を呼ぶへり又交代撲営に
四日にも出船を又日本本を出しと弁麾させたる
亜の手負ひ終り死せり今一人を所置を

弁蘭まで達したるにより是も不日に死屋しと
云り又砲戦儀なるに船将は将傷然として
こゝろし小立又檣に昇り傷然としたる太に
の状態をなして今に指揮するに大砲弾を発戦
始して遠ざからずに遠なりしと見へたり
傑顔に共の事たまへるにも指揮の業たりて
是を遁る時は其業も遁る事の旅に有まじ
きるとみへたり底務も艦前大砲弾元之なれば
其弾を遁んと前檣に上て居たりし砲戦
中余の事見とは皆悉遁縮しつまり独り底務

大佐長として将校見え案内を指揮したるを
繕したるにとみへたり故に戦将も大に要見し
其不日に再長州と軍艦を出るなりては又
此時又案内を頼むと云へきに兵動も長崎に
航せと云ひし所に案内せしは此國は長州へ
合戦に仕く案内せよとは是も常事と
道に有事底に断然として是を指揮
せしと頼まれて一日の備館にハルラル及其を与
へし也然るに利は熟せし者揮しつるに船
まに受しもの指揮なるべし

文久癸亥年六月廿六日於横濱書記

附録

癸亥六月十日再右届書ニ合せ新潟行の
佛の商船下関ニ来り砲撃したる事ニて候
六月朔日佛の軍艦二艘 此横濱を発し
同四日ニ長府城下一里程の海上ニ投錨
側の山々長州海岸の砲台を開き佛船へ発
砲せられ長砲ヲ以て佛船ニ而ら佛の砲
も不偕アムストロングの施砲ニして各國
ニ冠たる佛の此砲ハ貴蒸せる名作の砲と
云ふや光戦ハし射撃せる九悪しく遠距離ニ

達せ凡二里半のものハ命中せしとぞや
右ニ長府城ハ大ニ破壊し城下ハ二千軒
百軒焼失し人ハ大ニ損せりとぞ其中ニ佛の
軍艦大なるニハ大砲二十四門小なるニも
大砲十四門を備へたり此時ハ遠沖ニ
来り発せし故陸地ハ大ニ蒸甚せりとぞ 佛船二艘ニて佛兵
既ニ佛の軍三百人上陸せり 凡六七百人ハ余程ニ
直ニ旅ニ長州勢ハ挟て逃去るもの
甲冑陣太刀薙刀鉄砲ハ分捕して横
濱ニ持帰り衆人の目ニ掛け布引しきとも

右之通り此度も仏軍大将小なる軍艦に而
崎陽に而発砲し大なる軍艦は横浜に帰航
せし仏蘭西死せる者ハ僅に二名長人死する者ハ
五百人と云り港内に二千名と云り此仏
船は蒸気にて水先案内者芳沢年と云者を
唐蘭新に召抱へ候て其手に預りさき
に唐蘭蒸気方亜軍艦の手ちかき所の
船三艘 皆西洋製の船なり 皆沈没して捕情の
水西に於ても可憐之患し芳沢年なる
ものの唐蘭へ預りつるとなり

癸亥六月十日於横浜書記之

一 文久三亥年六月一日不知横浜官吏某より状
報あり五月中旬当港ゟ船二而亜米利加蒸気船長
門下之関沖通行之所に於て長州軍艦より遠距
さまに発砲致し掛けり其砲に而破損し
元より商船之義に付無事に而合打之粮損遁を
香港は無事之彼に而掛船とて当地に帰着し
ヲミニストル方へ通達しける二付同廿八日当港
碇泊之軍艦長列表は急ぎ出帆同日晦日
彼地へ着到し及戦争今暁当港へ

之節ハ投弾右軍艦ニ而見へ案内として
同所人数人参り内房州小湊ニ而居合申
之現ニ銭弁を見届右之者召捕軍艦
并沈め候地方ニ参付ハ不申候間ニ軍艦
至兎ニ右を目当ニ中参組右ニ発炮
銭弁ニおよび是ハ英軍艦ニ懸り候を之
并破損ニ相成候船中蒸気一艘ニ至り
一時ニ参組の人ハ海中ニ飛入発数又一艘ハ
フリツキトレス并迦照并焼失其余ニ一艘
ハ上手ニ御座候三発退并走向湊ニ召

此内亜艦ニ而も不相分一ケ所内一発死傷
并迦并死之人怪我人之人実ニ武功之者
ニ而船将ハ甲板上遠眼鏡を取見居候
長州之軍艦の中ニ割入候ニ付弾ニ而号令
致し水兵ハ之却弾之所ニ打込候ハ之を取
中宵ノ内ニ退キ候処何之未聞ニ相成中ニは
一去月十日仏蘭西船長州ニ通行之ニ付并拂
相成候所之軍艦ニ付走り行ハテイラと申し
応接ニ相成候ニ付并沈没之処ハ向地
走ニ及候ニ付ニユストートル一方ニ而同船ニ往来致し

前日午刻旋佰軍艦援段長門海ニ出帆
候処一艘ニ百人余乗組軍艦ニ積日子
を始兵粮を仕込同夜出帆定メ申之所
ニ候今戦争最中ニ付持参行キ延
不遠陸湊来り申之一向不宜候其後相分り
次第申上可候仕合

一和蘭陀ヘセケラステール一艘乗組長崎ゟ出帆途中
長門海ニ而同所之波覚ヘ軍艦居候砲
九十発基場并市中ニ打込地方より打
返し候砲数三百内船ニ当り候数十九発

死亡人甚他怪我人多く候由右本月朔日
八時頃長湊ニ而蘭亜墨利加人合追々長州
ニ仕置兵患歩破られ候尚附未徴し候而
出座候

一長州ニ而兵端を開き候戦争多人数
讃し時々申唱居候以下略

国立公文書館
National Archives of Japan